

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 4 月 25 日（木） 午後 3 時
2. 開催場所 見附市役所 大会議室
3. 出席委員 11 名
1 番 齋藤高央 2 番 渡邊和明 3 番 佐藤徹
4 番 小林平仁 5 番 三本友子 6 番 齋藤義夫
7 番 関谷常夫 8 番 三沢孝喜 9 番 高橋行雄
10 番 小杉義光 11 番 櫻井政志
4. 欠席委員 1 名 山田久栄
5. 議事日程
日程第 1 会議録署名委員の指名について
日程第 2 報告 1 号 農地法第 4 条の規定による転用届出の受理について
報告 2 号 農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について
日程第 3 議第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の許可について
議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の許可について
議第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
6. 農業委員会事務局職員
次長 菊池民男 係長 菰澤亜紀子
7. 会議の概要

（午後 3 時 開会）

- 議 長 ただ今から、令和 6 年 4 月の農業委員会総会を開会します。
- （関谷会長） 本日は欠席委員 1 名、山田久栄委員より報告がありました。現在の出席委員は 11 名でございます。よって、総会は成立しております。招集案内により出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれましては地域の議案もありますので、意見等ありましたら積極的な発言をお願いします。
- はじめに、議事録署名委員の指名でございますが、議席番号 1 番 齋藤高央委員と、2 番 渡邊和明委員の 2 名をお願いします。
- 議 長 報告に入ります。「報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告をお願いします。
- （関谷会長）
- 事務局 「報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による転用届出の受理について」報告いたします。
- （菊池次長）

1 番、申請地目は畑、他 1 筆、面積合計 285 m²です。転用目的は住宅建築敷地です。市街化区域内の土地で周辺は住宅が立地しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果適法な届け出であると認められましたので受理したものです。報告は以上です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。質問、意見はありませんか。
(関谷会長) («ありません」の声)
質問、意見がありませんので、これで報告を終わります。

議 長 「報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告をお願いします。

事務局 「報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について」報告いたします。
(菊地次長)
1 番、申請地目は畑、面積 605 m²です。転用目的は集合住宅建築敷地、権利種別は売買による所有権移転です。
2 番、申請地目は田、面積 168 m²です。転用目的は住宅建築敷地、権利種別は売買による所有権移転です。
1 番、2 番とも市街化区域内にある農地で住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理したものです。報告は以上です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。質問、意見はありませんか。
(関谷会長) («ありません」の声)
質問、意見がありませんので、これで報告を終わります。

議 長 議事に入ります。「議第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

事務局 「議第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の許可について」説明します。
(菊地次長)
申請地目は畑、他 1 筆、面積合計 459 m²です。転用目的は住宅建築敷地及び既存母屋、車庫敷地です。
申請人は隣接所有敷地内の母屋で親世帯と同居しており、手狭となったため申請地に住宅として建設したいとのことです。また、現存する母屋・車庫は、当時亡き父親が建設したものであり、母屋の一部と車庫が農地の転用許可を受けていないことを知らなかった為、許可申請が提出されました。

申請地は周辺の宅地化の状況などから第3種農地と判断されます。また、申請地は土地改良区の受益区域外であること、地元農家組合から農地転用に関して支障がない旨の同意書が出されていることから、周囲の農地へ与える影響はないものと考えられます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。事務局の説明が終わりました。地区担当委員の
(関谷会長) 高橋委員より補足説明をお願いします。

高橋委員 今回申請した箇所は、親世代が住居を建設して50年以上たっており、子どもが結婚し子供も大きくなったので、新しく住居を建設しようということで、周囲の同意も得て申請することになったものです。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長) 「ありません」の声
質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第1号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
「異議なし」の声
異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 続いて「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について」上程
(関谷会長) します。事務局より説明願います。

事務局 「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について」説明いたします。
(菊地次長) 申請地目は畑、面積263㎡です。転用目的は住宅建築敷地です。
譲受人は市外在住ですが、実家に隣接する申請地を借り受け、住宅を建築したいとのことで許可申請が提出されました。
申請地は、市街化調整区域内にある農地で、周囲を宅地に囲まれている土地であることから、第3種農地と判断されます。また、申請地は地元農家組合から農地転用に関して支障がない旨の同意書が出されていること、刈谷田川土地改良区から問題ない旨の意見書が出されており、周囲の農地へ与える影響はないものと考えられます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区担当委員の齋藤義夫委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

齋藤委員 農家を継ぐということで息子さんが見附市に戻ってくることになり、同じ敷地内に家を建設したいということで、周囲の同意もあり問題ないと思います。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長) (「ありません」の声)
質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 2 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 次に、「議第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」上程します。事務局より説明をお願いします。
(関谷会長)

事務局 「議第 3 号 農用地利用集積計画について」説明いたします。
(荏澤係長) 1 番、相対による利用権設定です。利用権の設定は 4 筆、合計面積は 4,075 m²です。
2 番、農地中間管理事業である新潟県農林公社による集積一括方式の利用権設定です。利用権の設定は 7 筆、合計面積は 13, 897 m²です。
これらは農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。所有権移転の 1 番について、地区担当委員の廣瀬委員より補足説明をお願いします。
(櫻井委員)

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長) (「ありません」の声)
質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 3 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 本日の日程は全て終了いたしました。
(関谷会長) 以上で、令和 6 年 4 月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 15 分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

議事録調製者（係長） _____